

## 香芝市中小事業者物価高騰対策支援金

コロナ禍において、物価高騰による影響を受ける市内中小事業者の負担軽減を目的に、予算の範囲内において支援金を交付します。

▶**対象となる事業者** 次のいずれにも該当するもの。

- ①中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者又は小規模企業者（※裏面①参照）で、市内に事業所等を所有、運営又は管理するもの。
- ②支援金の交付後においても、引き続き市内で事業を継続する意思を有するもの。
- ③市税に滞納がないもの。

▶**支援対象経費**

令和4年1月分から令和4年6月分のうち、いずれか1月分の電気料金  
（消費税及び地方消費税を除く。事業所分と家庭分の電気料金を合算して支払いされている場合は、確定申告時と同様に事業所の電気料金相当分を支給対象といたします。）

▶**支援金交付額**

支援対象経費の20%（100円未満切り捨て） **上限10万円** ※裏面②参照

※香芝市内に複数の事業所がある場合は、それぞれの事業所ごとに申請することができます。  
ただし、支援対象期間のいずれの1月分の電気料金が1万円未満の場合は、支援の対象としません。

▶**申請**

申請書類

- ①申請書兼請求書（第1号様式）
- ②直近の決算書または確定申告書※裏面①参照
- ③電気料金明細書の写し（記載内容については電力会社にお問い合わせください。）
- ④振込先口座が分かるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

申請方法

原則郵送のみ

郵送先：〒639-0292  
香芝市本町1397番地  
香芝市役所 商工観光課 宛

申請書

ホームページからダウンロード  
QRコードはこちら→  
<https://www.city.kashiba.lg.jp/business/0000013199.html>  
香芝市役所 商工観光課窓口でも配布



受付期間

令和4年7月19日（火）から令和4年10月31日（月）当日消印有効

問い合わせ先

香芝市商工観光課

TEL：0745-44-3312（直通）

参照①申請書類

▶決算書

税務申告済みである直近の決算書を提出下さい。

▶確定申告書

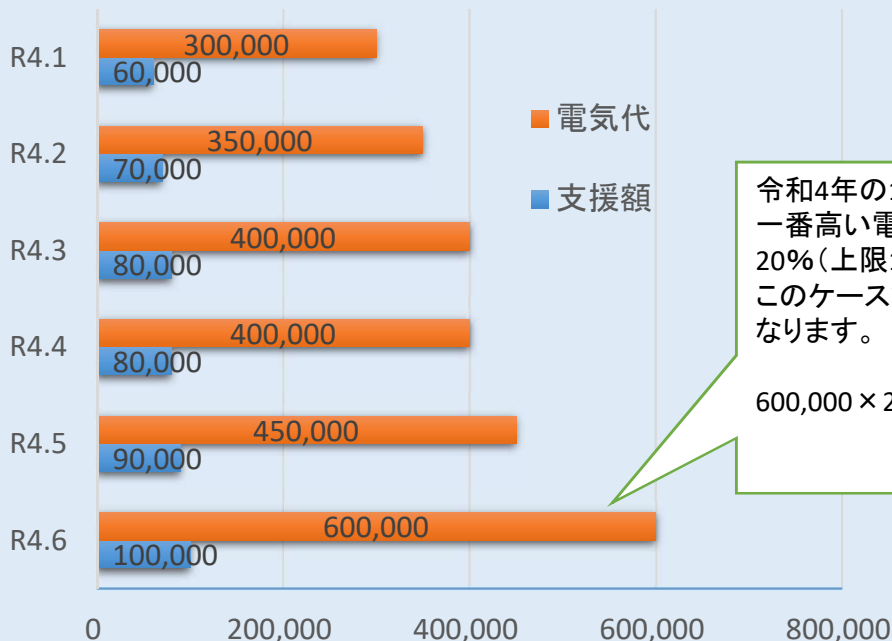
税務申告済みである直近の確定申告書を提出下さい。

※上記書類にて中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者等と判明できない場合、追加で書類提出を求める場合があります。

中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者等

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
1.製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
2.卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
3.サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
4.小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

参照②支援金交付額に関して



令和4年の1月分から6月分までの間で一番高い電気料金を選んで頂き、その20%（上限100,000円）を支援します。このケースでは支援額は100,000円になります。

$$600,000 \times 20\% = 120,000 > 100,000$$